

別紙 請求の理由（「請求の要旨」の補則）についての補足資料

1. 市民オンブズ鳥取が今回調査・検討のポイントのひとつとして「領収書のないもの」を不適切としたことへの補足説明

会派「絆」で H22.3/5~6 東京へ出張結果（訪問先：築地市場、国立がんセンター）

議員名	旅費と宿泊費	日当	合計	備考(領収書 or 早見表)
福間裕隆	53,800 (航空券・宿泊代)	6,000	59,800	領収書No.169 (包括割引)
山田幸夫	55,740+14,800	—	70,540	領収書なし、早見表
松田一三	57,900+14,800	4,500	77,200	領収書No.121、早見表
浜田妙子	55,940 (航空券・宿泊代)	—	55,940	領収書No.170
鍵谷純三	57,900+14,800-2,000	6,000	76,700	領収書なし、早見表
興治英夫	53,800 (航空券・宿泊代)	—	53,800	領収書No.184
伊藤 保	62,000 (航空券・宿泊代)	—	62,000	領収書No.旅費⑦
森岡俊夫	53,800 (航空券・宿泊代)	—	53,800	領収書No.41

表が表しているとおおり、同じ目的で同じ場所に出張したにもかかわらず、ガイドラインに沿って領収書の実費を計上している場合と、領収書なしで早見表による金額を計上している場合とでは、22,900 円もの差が生じている。県民からみて、実費との差額を収得しているのではないかとの疑いを抱かせるような政務調査費の交付があってはならない。今回市民オンブズ鳥取で「領収書のないもの」を不適切として全額否認した理由はここにある。

2. 按分についての補足説明

議員の行う「政治活動」の中にはいろいろな種類の活動が混在していて明確に区別できない場合が多い。しかし『純粋な選挙活動』『純粋な政党活動』『純粋な後援会活動』等を除いたものは全部『政務調査活動』であって「政務調査費を全額支給できる」との考え方は間違っている。なぜならば『政務調査費は一種の補助金であり、政務調査のためにだけ支出することが許される』と言う性格のものだからである。したがって種々の活動が混在する場合は活動の実態に照らして按分が必要になる。(ガイドラインに「按分の根拠を明示すること」)

按分することなく安易に全額を政務調査費に充てた例を挙げる。

- ・H21.06.01 「会派結成に係る意見交換会経費」として会派「絆」の何名かの議員が 7,004 円を調査研究費として計上している。(会派「絆」宛に発行された請求書の項目には『御宴会料』と記載され、議員 9 名と事務局職員 1 名が参加し、請求額は 70,049 円である) 出席した議員 9 名の出納簿を調べた結果は表のとおりであった。

議員名	出納簿への計上	議員名	出納簿への計上
福間裕隆	調査研究費 7,004 円	鍵谷純三	調査研究費 7,004 円
山田幸夫	なし	興治英夫	調査研究費 7,004 円
松田一三	なし	伊藤 保	なし
浜田妙子	調査研究費 7,004 円	森岡俊夫	調査研究費 7,004 円
米井 悟	調査研究費 13,004 円		

表では、6名の議員が「会派結成に係る意見交換会経費」の会食代7,004円（米井悟議員の13,004円は他の経費の6千円を含めての計上と推測される）を調査研究費として按分することなく1名分の全額を計上しているのに対し、他方で3名の議員はまったく計上していない。

そもそも当該「意見交換会」なるものが、会派結成という仲間内の親睦を目的とし、政務調査に該当する目的を持っていなかったという事が、この「3名の議員が計上なし」の行動をした事からも窺われる。仮に当該「意見交換会」で、『純粋な政党活動』とばかりは言えないような、議案審議に係る話題が話されたとしても、それをもって100%政務調査活動として「政務調査費を全額支給できる」と考えることは誤りであると指摘する。

ガイドラインが求めているとおり、活動の実態に基づく按分の根拠を明示しなければ、当該支出が政務調査活動に要した経費かどうかを判断できないことになり、政務調査費として是認する事が出来なくなる。

3. 政務調査費が経済性、効率性、及び有効性の視点で適切に運用されているか

昨年度の『市民オンブズ鳥取 第16回総会』において鳥取県代表監査委員の山本光範さんに「監査の視点」という題でご講演をいただきました。その時に強く印象に残ったお話として、監査の視点について、正確性と合規性だけでなく、経済性、効率性、および有効性の視点で監査を行うとの事でした。また何よりも「県民の視点」で監査する事が大事であると話されました。

市民オンブズ鳥取も同じ視点に立って政務調査費の問題点について指摘しています。例えば、次に挙げる村田実議員の調査研究費について、県外調査2回（行き先は2回とも東京）と国外調査1回（上海）に、それぞれに補助職員を同行させ、交通費と宿泊費を計上している事がわかった。（該当する金額は239,974円である）

ガイドラインの「使途基準の項目別経費の例示」の欄には、「議員が雇用する職員の交通費、宿泊料等については、政務調査活動の補助者としての活動実態により判断する。」と記載されていますが、上述した「経済性」「効率性」および「有効性」の視点から見ても、同行者が必要であったことの説明がされていなければ（報告書にその旨の記載が無ければ）、認める事はできないと考えます。

以上